

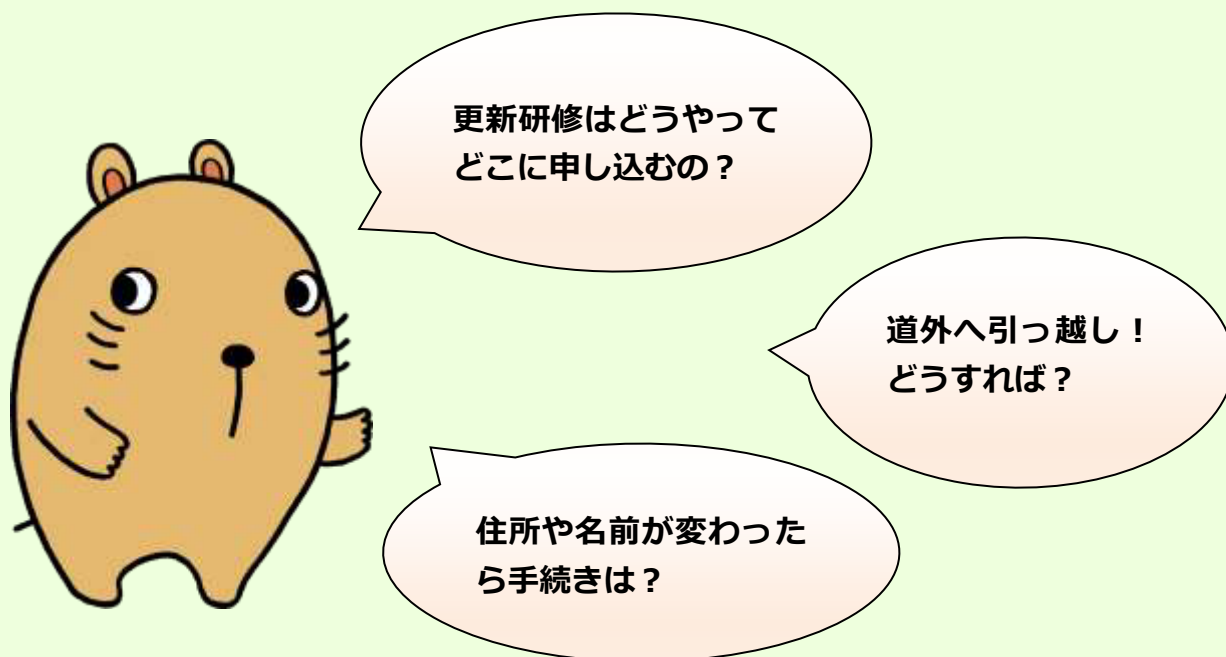
〈北海道版〉

介護支援専門員の登録及び各種手続きガイドブック

【保存版】Ver.6.2.1(R.1.5)

このガイドブックには、今後あなたが介護支援専門員として
従事していくために重要な事項が記載されています。

研修や手続きが終了しても、このガイドブックは、手元に置いて大切に保管して下さい。



このガイドブックは以下のホームページからダウンロードできます。
また、各種手続きに必要な情報についてもご案内しています。

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

検索ワード： 「ケアマネジャー」 「関連情報」 「北海道」

作成：北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ

<目次>

	ページ
はじめに	
<u>I 介護支援専門員の資格管理の方法について</u>	<u>1</u>
<u>II 北海道介護支援専門員名簿への登録</u>	<u>2</u>
<u>III 「証」の交付について</u>	<u>4</u>
<u>IV 各種研修の受け方と開催時期・申し込み方法について</u>	<u>5</u>
<u>V 各種届出の方法一覧</u>	<u>12</u>
<u>VI よくある質問</u>	<u>16</u>
<u>VII 介護支援専門員の登録などに関する法的根拠</u>	<u>21</u>
<u>VIII 各種届出の様式集</u>	<u>25</u>

はじめに

このガイドブックは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した皆様が、その後に、介護支援専門員資格をどのように管理していくのかを知っていただくために作成いたしました。

介護支援専門員として、資格を維持・管理していくためには、様々な規定に基づいて、各種届出や手続きをしていく必要があります。

実務研修や更新研修の会場で、資格管理の方法について説明していますが、例年、更新研修の申込期日を過ぎて、多くの方から、「介護支援専門員証の有効期間がもうじき切れるが、どうしたらいいか」等の問い合わせが来ます。

また、介護支援専門員の資格管理の方法を理解せず、研修を受けなければ登録が抹消されると思い込んでいる方も多く、そのような誤解がないよう、このガイドブックを手元に置いていただき、必要な時に見ていただく事で、各種届出の方法について理解していただくと幸いです。

I 介護支援専門員の資格管理の方法について

試験に合格しただけ、あるいは、実務研修を修了しただけでは、介護支援専門員としての資格はありません。

実務研修修了後、3ヶ月以内に介護支援専門員の登録申請を行うことで、介護支援専門員資格登録名簿に初めて登録されます。

更に、介護支援専門員証(以下「証」と言う。)の交付を受けることで、介護支援専門員としての実務に従事することができます。

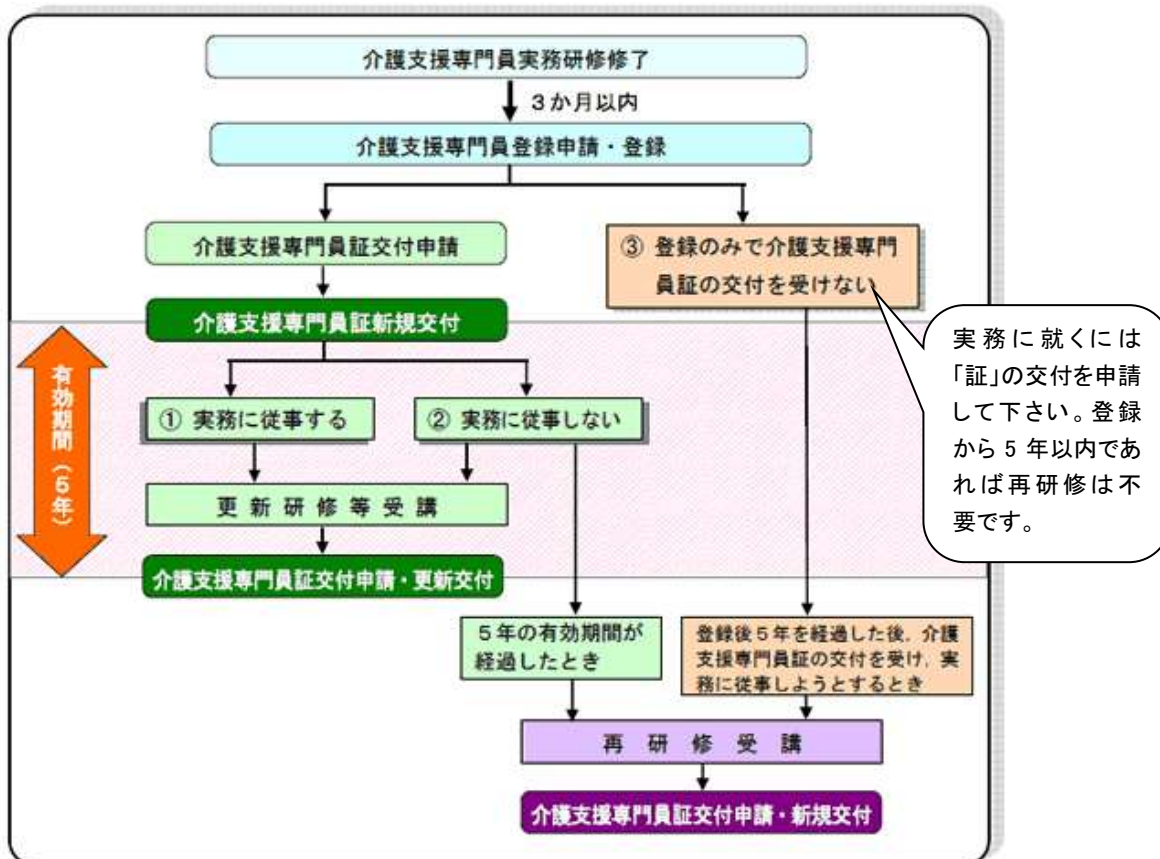
介護支援専門員の資格管理については、図1のように、

- ① 「証」の交付を受けて実務に従事する(している)方
- ② 「証」の交付は受けるが実務には従事しない(していない)方
- ③ 登録のみで「証」の交付を受けない(受けていない)方

以上の3つの状態があります。

ご自分が現在どの状態にあるかによって、受講できる研修の種類や、氏名や住所が変わったときの手続きの方法が変わってきます。道に問い合わせをいただく際も、ご自分が現在どのような状態であるかを確認いたしますので、答えられるようにしておいてください。

(図1 登録及び「証」の交付・更新の流れ)



Ⅱ 北海道介護支援専門員資格登録名簿への登録

1) 「登録」とは

介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ北海道の介護支援専門員実務研修の課程を修了した方は、北海道の介護支援専門員名簿へ登録を受けることができます。

登録を受けるためには、介護支援専門員実務研修を修了した日から3か月以内に登録申請書(第1号兼第5号様式P26)を提出しなければなりません。なお、登録については以下の除外事由が定められています。

* 以下の方は登録ができません。(法第69条の2)

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 業務従事禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの登録消除申請によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 登録消除処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 登録消除処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日(しないこと)を決定する日までの間に登録消除申請した者(申請に相当の理由がある者を除く)であって、登録消除の日から5年を経過しない者

2) 登録の方法と登録番号

実務研修修了後、第1号兼第5号様式(P26)に必要書類を添えて、居住地を所管する総合振興局(振興局)社会福祉課(P14)に申請をしてください。「証」の新規交付を同時に申請する場合も、この様式により手続きしてください。

登録が完了すると、道より「登録通知書(図2)」がご自宅へ郵送されます。「証」の交付と同時に申請された場合は「証」と同じ封筒に入っています。

この「登録通知書」にはあなた固有の8ケタの「登録番号」と「登録日」が付されている、大変重要な書類です。

「介護支援専門員証」の交付を受けない人にとっては、介護支援専門員の登録済みであることを証明できる唯一の書類となります。各種手続きの際に使用する場合は「写し」が必要となります。(原本の提出を求めることはありません)。

また、再発行はしませんので、大切に保管してください。

(図2「登録通知書」)

高 橋 一 郎
平成25年 月 日

(姓 名) 欄

北海道保健福祉部福祉政策課介護支援専門員課

介護支援専門員の登録について:
ききに申請が完了したこのことについて、おのとお知らせするものとさせていただきます。

姓 名	
氏 名	(姓 名)
本姓(姓)	(姓 名)
姓(姓)	(姓 名)
登録番号	(登録番号)
登録年月日	平成25年 月 日

※ 本通知は介護支援専門員の登録に関する重要な書類です。
再発行しませんので、大切に保管してください。

※ 介護支援専門員として業務を行うためには、介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。登録から5年以内の場合は、交付から有効期間が5年間の介護支援専門員証の交付を受けることができます。登録から5年を経過すると、介護支援専門員証の交付を受けるには、再研修の受講が必要になります。

※ 介護支援専門員の研修体系や登録事項の変更方法などにつきましては、北海道保健福祉部福祉政策課保健福祉課のホームページをご覧ください。当課または各総合振興局(振興局)保健福祉課社会福祉課までお問い合わせください。

介護支援グループ
電話: 011-304-0232

一度登録された方は、氏名や住所に変更がなければ届出の必要はなく、有効期間もありません。

つまり、更新研修を受けなくても、介護支援専門員の登録は消除されません。

ただし、介護支援専門員として信用を失墜する行為等があった場合は登録を消除されることがあります。(P24)

①氏名・住所に変更があった場合は、登録事項の変更届(第3号様式P30)により手続きが必要です。

②更に、「証」の交付を受けている方で、氏名の変更があった場合は、「証」の書換え交付申請(第6号様式P35)も併せて提出してください。H27.4.1からは、住所のみの変更の場合、書換え交付申請の必要はありません。詳しくはP19をご覧ください。

登録のための必要書類や、各種変更に伴う届出の方法はP12を参照してください。

3)「介護支援専門員登録証明書(A4版)・(携帯用)」とは

「介護支援専門員登録証明書(A4版と携帯用)(以下「登録証明書」と言う。)」は平成17年度以前に介護支援専門員として登録された方に発行していたもので、平成18年度以降の登録者には発行していません。(図3)。

「登録証明書」には、6ケタの旧登録番号が記載されていましたが、平成18年度の法改正までに8ケタの新たな登録番号が個別に通知されています(旧登録番号の上2ケタに「01」を付した番号が8ケタの新登録番号となりました)。

また、当初、「登録証明書」には有効期間はありませんでしたが、平成18年の法改正以降、下表のとおり「登録証明書」を「証」とみなすこととし、有効期間が設けられました。

「登録証明書」は平成22年度中に既に「証」としての効力は失っていますが、各種届け出の際に添付書類として使用する場合があります。

なお、これらの書類をお持ちの方が、再研修を受け、新たに「証」の交付を受ける場合には、原本と引き替えて「証」を交付していますので、手元に「登録証明書」が残ることはありません。必要がある場合には写しをとり、手元に保管してください。

(図3 介護支援専門員登録証明書(左)」と「携帯用(右)」)・※今は発行していません



○ 登録証明書を「証」と見なしていた期間

登録証明書及び携帯用登録証明書の日付	有効期間満了日(「証」と見なされていた期間)
平成12年4月1日～平成14年3月31日の間	平成20年4月1日～平成21年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日
平成14年4月1日～平成16年3月31日の間	平成21年4月1日～平成22年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日
平成16年4月1日～平成18年3月31日の間	平成22年4月1日～平成23年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日

平成23年度以降、すべての登録証明書は「証」としての効力を失っていますので、「登録証明書」のみで実務に就くことはできません。なお、実務に就いた場合は法令違反として処分の対象となります(登録消除)。

平成10年・11年の合格者にも、12年度中に上記登録証明書を送付しています。

Ⅲ 介護支援専門員証の交付について

1) 「証」とは

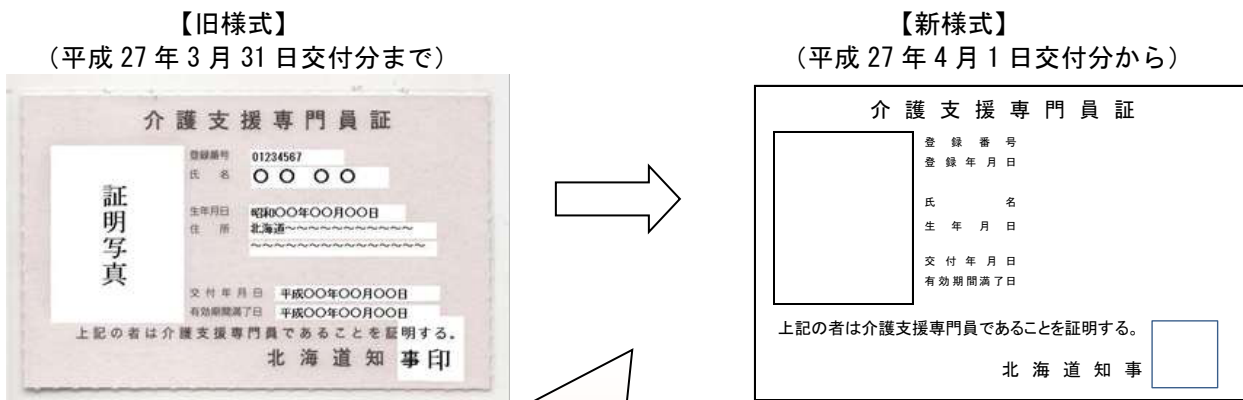
介護支援専門員として業務を行うときに、交付を受けていることが必要な証明書です(図4)。

介護支援専門員としての業務には、ケアプランの作成業務だけでなく、事業所が人員基準を満たすため介護支援専門員の氏名を登録しておくことや、認定調査員として市町村から委託を受けることも含まれます。

また、介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日から「証」の様式が変更となりました。

なお、介護支援専門員証は白色、主任介護支援専門員更新研修を修了し更新した方は、クリーム色の証となります。

(図4 「証」)



有効期間満了日をチェック!
このおおむね1年前から更新研修の
申し込みができます。
(更新交付の申請は1年前から)

2) 「証」の交付を受けるためには

「証」を受けるためには、①「登録と同時に証の交付を受ける」、②「登録済みの者が5年以内に証の交付を受ける」、③「登録から5年以上経過してから証の交付を受ける」の3つパターンがあります。

いずれの場合も、「介護支援専門員登録申請書兼証交付申請」(第1号兼第5号様式 P26)」により申請します。

③の場合は再研修の受講が必要となります。

「証」の交付のための手続き、各種変更に伴う届出の方法は P12 を参照してください。

手続きを完了した方には、約2~3週間後に道より「簡易書留」で、個人あてに「証」が送付されます。

3) 「証」の有効期間と更新の方法

「証」には有効期間があり、交付日から5年間となっています。

「証」の交付を受けていない又は有効期間が切れているに関わらず、介護支援専門員として業務を行った場合は、本人の「登録の消除」の対象となるほか、勤務先の事業所も介護報酬の返還や指定取り消しなどの処分の対象になります。

「証」の有効期間を更新するためには、所定の研修(P5 参照)を受講することが必要となります。

なお、有効期間満了や更新研修時期の個別通知は行っていませんので、ご自分の「証」の有効期間がいつ切れるのか、などは自己管理していただくよう、お願いします。



「証」が手元に届いたら、有効期間を確認しよう!

有効期間満了日の前年度の3月頃に、更新研修の開催日をチェックしないと、更新が難しくなるよ!

更新研修のことは、P8の工)「証」を更新するために必要な研修を見てね!

IV 各種研修の開催時期・受け方・申し込み先について

1) 研修受講はなぜ必要か

介護保険法第 69 条の 34 には、介護支援専門員の義務について規定されており、そのうちの1つとして「専門的知識及び技術の向上、資質の向上を図る努力すること」とされています。

このため、厚生労働大臣が介護保険法施行規則に基づき、介護支援専門員に係る研修の基準を定めており、初任者や現任者を対象として研修を体系的に実施することにより、介護支援専門員の目指す「利用者本位」「自立支援」「公正中立」の理念を徹底し、その専門性を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実現することを目指しています。

介護支援専門員として常に正しい知識を維持し、継続して実務に就くために、各種研修を適切な時期に受講する必要があります。

2) 研修の開催時期を知る方法

当該年度(4月～3月)の研修の実施計画は、**前年度の3月頃**に道のホームページに掲載しています。

介護支援専門員への個別通知はしていませんので、個々で早めに確認し、受講に向け準備してください。

なお、研修の開催時期や回数は、受講者数によって、変更になることがあります。詳細は、適時道のホームページで確認するか、研修を実施している事業者(申し込み先)に直接お問い合わせください。

介護支援専門員関連情報 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

The image shows a search for 'ケアマネジャー 関連情報 北海道' on the website. The search results page is titled '介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報'. Annotations include: 'ホームページ画面' pointing to the page title; '住所や氏名の変更手続き案内' pointing to a link about address and name change procedures; '最新のガイドブックをダウンロード' pointing to a link for downloading the latest guidebook; and '研修開催案内は随時アップ' pointing to a link about training schedules.

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

ホームページ画面

介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報

住所や氏名の変更手続き案内

◆届出・申請・手続について(申請様式ダウンロード、ガイドブック、よくあるQAなどはこちら)

◆研修の開催案内・申込について(H27年度の研修募集案内アップしました)

◆試験について(H27年度試験のお知らせを)

最新のガイドブックをダウンロード

研修開催案内は随時アップ

◆制度改正により平成27年度から介護支援専門員証の様式が変わります。また平成28年度からは研修時間数などが変わります。詳しくは「平成27年度版重要なお知らせ」でご案内していますので参照して下さい。(3.17)

3) 研修の種類と申し込み先・費用

国の実施要綱に基づき、都道府県が実施する研修には、以下の種類があります。

○開催時期・費用・申し込み期限は直近の状況について記載しているものであり、開催年度により変更となる場合があります。

なお、国の省令改正により平成 28 年度以降、研修プログラムが改正され、研修時間が長くなっています。

ア) 業務に従事している方のスキルアップのための研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限	申し込み先
①	実務に従事して 6ヶ月以上の方	専門研修 I 56 時間	実務に従事し 通算6ヶ月以上	28,300 円	6月～10月頃	4月末頃まで	北海道総合研究 調査会 011-222-7330
②	実務に従事して 3年以上の方	専門研修 II 32 時間	実務に従事し 通算3年以上	R1.9.30 まで 21,200 円	9月～12月頃	4月末頃まで	北海道総合研究 調査会 011-222-7330
				R1.10.1 から 21,400 円			

* 専門研修 I と II の受講によって、「証」の更新をすることができます。

1 回目の「証」の更新をする方が、**有効期間内に I と II の両方を受講していれば**、更新研修を受けなくても、「証」の更新手続きができます。ただし、専門 I II の受講の時期に関わらず、更新の手続きは有効期間満了の 1 年前からしかできません。更新のための要件がせつかく揃っていたのに、5 年目に更新手続きを忘れていたために、「証」の有効期間が切れてしまうことがないよう、各自更新年度を忘れないようにしましょう。

また、2 回目の更新の方で前回実務経験者の更新研修を受け、今回の「証」の有効期間内に実務経験のある方は、専門研修 II のみ（もしくは更新研修の後期のみ）の受講で更新手続きができます。詳しくは P9 をご覧ください。



専門研修修了者は、「証」の有効期間が残り 1 年を切ったらすぐに申請しましょう。

残りの有効期間は、次の「証」の有効期間に上乗せされるので、損をすることはありません。

イ) 更なるキャリアアップのための研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限	申し込み先
③	①と②を受けた方で、一定の要件を満たす方 【詳細は指定法人が発行する募集要項をご覧ください】	主任介護支援専門員研修 70 時間	一定の要件を満たした後 (ケアマネ従事経験5年等)	50,000 円	11 月～2 月	10 月中旬 予定	北海道総合研究調査会 011-222-7330
④	③を受講した方で、一定の要件を満たす方	*主任介護支援専門員更新研修 46 時間 (H28 から新設)	③の研修修了証明書の有効期間の切れるおおよそ 2 年以内	41,000 円	8 月～3 月	6 月下旬 予定	北海道総合研究調査会 011-222-7330

* 主任介護支援専門員更新研修研修（平成 28 年度から実施）に係る注意事項

- 平成 25 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した方の主任介護支援専門員更新研修の受講時期については、次のとおり経過措置が設けられています。
 - 平成 23 年度までに修了した方 → 平成 30 年度までに受講し、以降 5 年を超えない期間ごと
 - 平成 24 及び 25 年度に修了した方 → 平成 31 年度までに受講し、以降 5 年を超えない期間ごと
- 主任介護支援専門員更新研修の修了者は、更新研修を受けた者とみなされます。
- 主任介護支援専門員更新研修修了者の証の有効期間は、原則、当該研修修了証の有効期間に揃えることとなりますが、選択により揃えないことも可能です。更新時に「申出書」により選択してください。
- 各研修に係る改正後のカリキュラムについては、厚生労働省発出の「介護保険最新情報 Vol. 419」に掲載されています。北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課の次のページで確認してください。
介護保険最新情報 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/information.htm>
- 主任介護支援専門員更新研修の開催時期及び受講要件等については、確定次第「介護支援専門員関連情報 HP」(P5)でお知らせします。

ウ) 「証」を新規に交付するために必要な研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限	申し込み先
⑤	介護支援専門員実務研修受講資格試験に合格した方	実務研修 87 時間	試験合格後(特に期限はない)	63,700 円	1 月～7 月	12 月上旬 予定	北海道介護支援専門員協会 011-596-0392
⑥	持っている「証」の有効期間が切れ、新たに「証」の交付を受けたい方 「証」の交付を受けていない登録者で、実務研修修了から 5 年を経過し、「証」の交付を受けたい方	再研修 54 時間	実務研修修了後 5 年以降 「証」の有効期間が切れた後又は再研修修了前に切れる場合	55,200 円	6 月～11 月	4 月上旬 予定	北海道介護支援専門員協会 011-596-0392

エ) 「証」を更新するために必要な研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限	申し込み先
⑦	実務経験のある方で、 <u>1回目の更新で、「証」の有効期間満了までのおおむね1年以内の方</u>	更新研修 (実務経験者) <u>前期+後期</u> 88時間	有効期間の切れるおおむね1年前から	49,500円	6月～10月 申し込み人数によって回数決定	4月下旬 予定	北海道総合研究調査会 011-222-7330
⑧	実務経験のある方が、 <u>2回目の更新をする場合で、前回⑦の研修を受け、今回の有効期間内にも実務経験があり、「証」の有効期間満了までのおおむね1年以内の方</u> *1	更新研修 (実務経験者) <u>後期のみ</u> 32時間		R1.9.30まで 21,200円 ----- R1.10.1から 21,400円	7月～10月 申し込み人数によって回数決定	4月下旬 予定	北海道総合研究調査会 011-222-7330
⑨	実務経験のない方で、「証」の有効期間満了までのおおむね1年以内の方	更新研修 (実務未経験者) 54時間		55,200円	6月～11月	4月上旬 予定	北海道介護支援専門員協会 011-596-0392

*1 この場合、専門研修Ⅱ(②)を有効期間内に受講済みであれば、⑧を受講しなくても更新手続きができます。
実務経験の有無による更新研修の時間数については、P9を参照してください。

○ 更新研修における「実務経験者」とは・・・

実務経験者とは、以下の事業所又は施設において、介護支援専門員として就業していた者を言います。

これらの事業所又は施設で就業していても、単に要介護認定のための調査事務のみを行っている場合や、利用者やサービス事業者との連絡調整のみを補助的に行っている場合で、ケアプランの作成を行っていなかった場合は、実務経験者の対象となりません。

ただし、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、対象となります。

実務経験期間や、実務経験の多寡を問わず、ケアプランの作成等を行っていれば、「実務経験者」とします。

【実務経験として認められる事業所又は対象施設】

実務経験対象施設は以下の事業所又は施設とする。

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

○ 実務経験の有無と更新研修時間数について

実務経験者として初めて介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修(実務経験者)前期及び後期(専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容)を受講する必要があり、合計 88 時間の受講となります。

また、実務経験者として2回目以降の介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修(実務経験者)前期 56 時間が免除され、後期 32 時間(専門研修課程Ⅱと同内容)の受講で更新手続きができます。

ただし、実務経験は「証」の有効期間ごとリセットされ、現に有する「証」の有効期間内に実務に就かなかつた場合は、更新研修(実務未経験者)54 時間の対象となり、その後再び従事した場合は再度 88 時間の受講が必要となります。

以下の例示を参考にしてください。

例 1	<p>新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新</p> <p>←実務あり→ ←実務なし→ ←実務あり→</p> <p>88 時間 54 時間 88 時間</p>	1 回目の有効期間内に実務があったが、その後有効期間内に実務なしの場合、2 回目の更新時は 54 時間、3 回目更新時は 88 時間の対象となる。
例 2	<p>新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新</p> <p>←実務あり→ ←実務なし→</p> <p>88 時間 32 時間 (56 時間は免除) 54 時間</p>	実務経験期間が 2 期にまたがっている場合は、2 回目更新時は 32 時間の対象となるが、その後実務に就かなかつた場合、3 回目の更新時は 54 時間の対象となる。
例 3	<p>新規交付 1回目更新 有効期間満了 新規交付 1回目更新</p> <p>←実務あり→ 失効 ←実務あり→</p> <p>88 時間 再研修 54 時間 88 時間</p>	実務に就いていたが更新忘れ等により有効期間が満了し、証が失効した後に再研修を受けた場合は、本人にとっては 2 回目の更新となるが、要綱上は新規交付後の 1 回目の更新となるため、88 時間の対象となる。
例 4	<p>新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新 4回目更新</p> <p>←実務なし→ ←実務あり→ ←実務なし→</p> <p>54 時間 88 時間 32 時間 (56 時間は免除) 54 時間</p>	3 回目更新時に前期免除対象者だった者が、4 回目の証の有効期間内に実務に就かなかつた場合、実務経験はリセットされ、54 時間の対象者となる。

4) 研修受講地の変更について

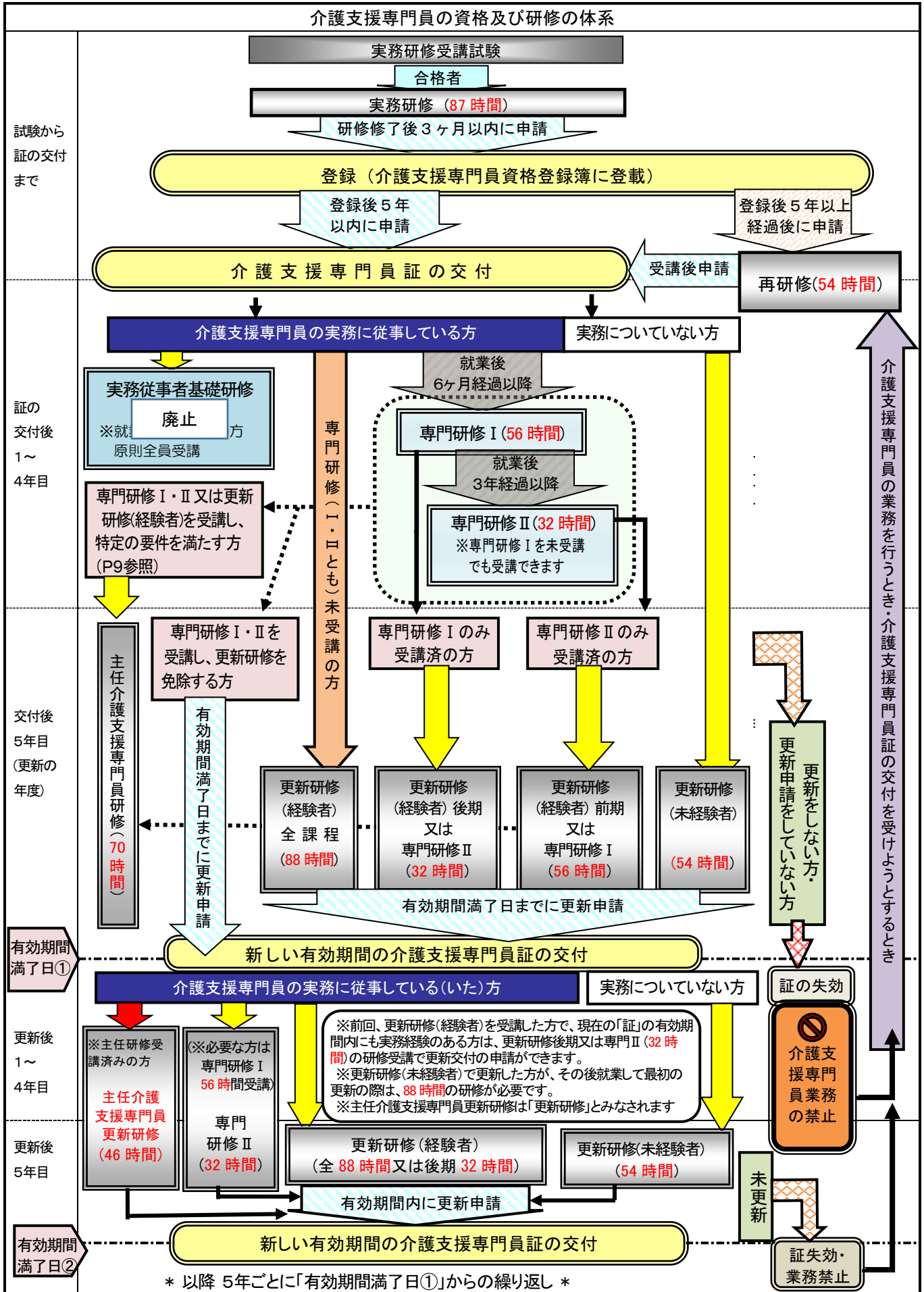
更新に必要な各種研修は、原則として登録を受けている都道府県で受けることとなっています。

道の登録を受けている方が、やむを得ず、道外の研修を受講する必要がある場合は、あらかじめ道から他都府県を受講受け入れ依頼を行った上で、受講者から「受講地変更願」を道に提出していただく手続きを取する必要があります。

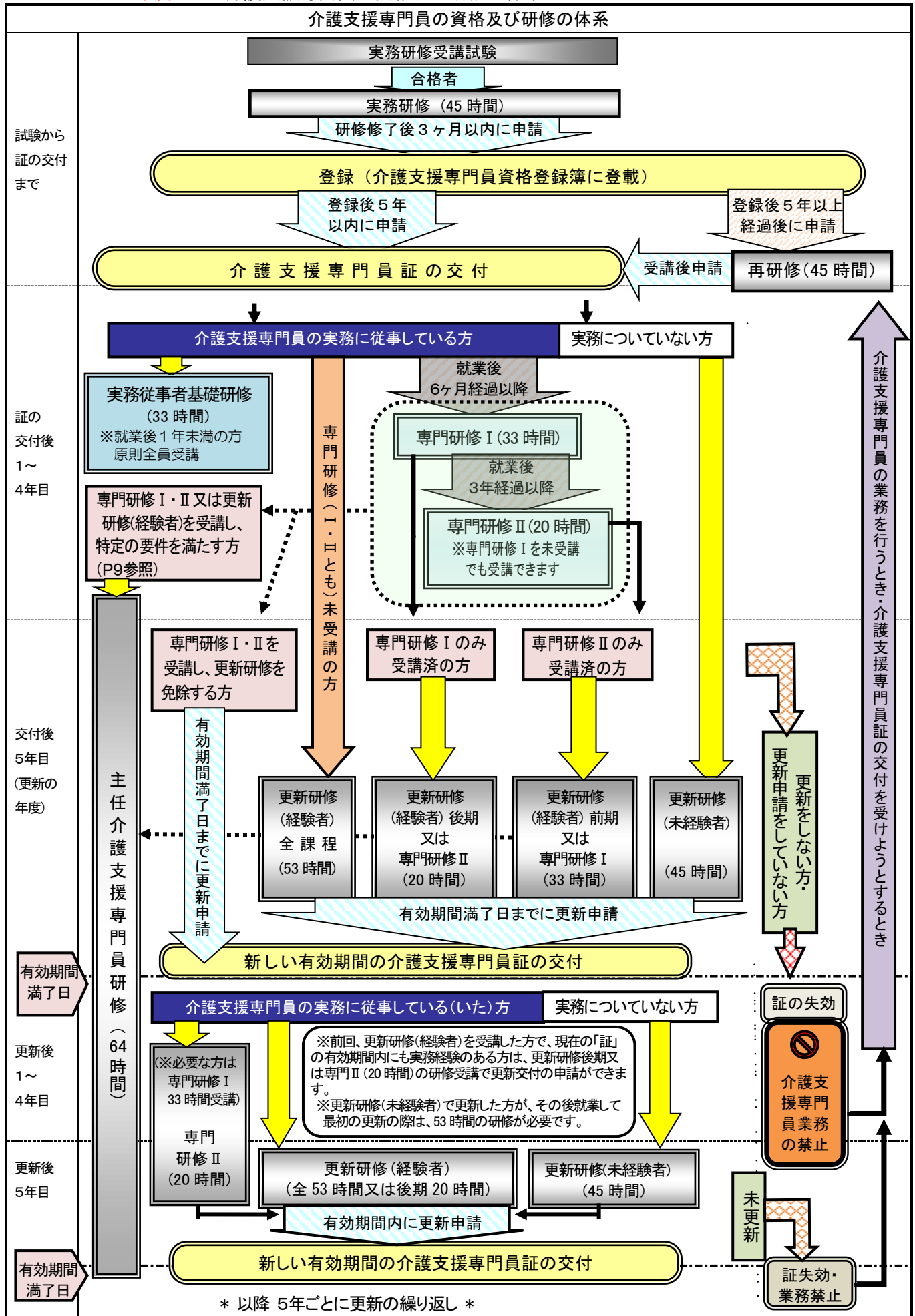
なお、理由によっては、他都府県での受講が認められない場合や定員等を理由に受講をお断りされる場合もありますので、ご注意ください。

受講地を変更したい場合は、P44の様式をダウンロードし、事前に北海道高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ(011-204-5272)にお電話をいただいた上で、同課あて(P14 の提出先の住所を参照)書類を送付してください。

5-1) 平成28年度からの介護支援専門員の資格及び研修の体系



5-2) 平成27年度までの介護支援専門員の資格及び研修の体系



V 各種届出の方法一覧

介護支援専門員の登録や、各種変更などがあつた場合の手続き方法は以下のとおりです。

必要書類をそろえ、**居住地を所管する総合振興局(振興局)**(P14)に届け出ます。

各種書類は P26 以降に掲載しているものを使うか、または総合振興局(振興局)の窓口で入手してください。

また、介護支援専門員関連情報 HP(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>)から、ダウンロードすることもできます。

1) 介護支援専門員の登録と道外からの移転(転入)

項目	対象者	必要な提出書類等		
		申請書様式	専門員証	添付書類
新規登録申請	介護支援専門員実務研修を修了した方	第1号兼第5号様式		<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修修了証明書(写し) ・住民票(本人確認のため)*1 *登録と同時に「証」の交付を受けたい方は次ページの「新規交付」を参照してください。
登録の移転申請(道内への登録移転)*1	他都府県で介護支援専門員の登録を受けている方で、北海道内の事業所等で就業している又は就業予定で、北海道への登録移転が必要な方	第2号兼第8号様式	原本	北海道内の市町村が交付した住民票又は北海道内の事業所等で従事していることを証する書面(写し)

*1 登録の移転に係る申請書(第2号兼第8号様式 P28)一式については、北海道の指定様式に必要事項を記載の上、現在登録をしている都府県へ提出してください。(P17のQ13を参照)

○ 道の登録から都府県への登録移転の申請(転出)については、移転先への都府県の移転申請書様式を作成し、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課へ提出してください。(P17のQ12を参照の上、様式及び添付書類は、移転先の都府県にご確認ください。)

2) 介護支援専門員の登録事項の変更と消除

項目	対象者	必要な提出書類等		
		申請書様式	専門員証	添付書類
登録事項の変更の届出*2	氏名、住所が変更となった方	第3号様式	写し	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名変更の場合 ~ 戸籍抄本*1 ○住所変更の場合 ~ 住民票*1 ○「証」が交付されていない方 ~ 「登録証明書」の写し又は「登録通知書」の写し
登録消除の申請	登録の消除を希望される方	第4-1号様式	原本	
登録消除の届出	登録されている方が死亡された場合等	第4-2号様式	原本	届出に係る事由の発生を証明できる書面

*1 戸籍抄本は3か月以内、住民票は、マイナンバーが省略された6か月以内に交付されたものを有効とします。

*2 氏名を変更される方で、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方は、登録事項変更届出書(第3号様式 P30)と書換え交付申請書(第6号様式 P35)を併せて提出してください。

登録事項の変更に伴う手続の詳細については、P19「様式変更に伴うQ&A」をご覧ください。

3) 「証」の交付申請・紛失・記載事項の変更など

※令和元年(2019年)10月1日から手数料が変更になります。

項目	対象者	必要な提出書類等					
		申請書 様式	写真 *1	専門 員証 *5	添付書類	手数料*2	
新規 交付	登録と同時に「証」の交付申請をする方	第1号 兼第5 号様式	1枚	—	登録に必要な書類と同じ	R1.9.30 まで 4,000円	
	登録後5年以内の方で初めて「証」の交付申請をする方				登録通知書*5(写し)		
	登録後5年を経過した方で過去に「証」の交付を受けていない方				再研修修了証明書(写し)*6及び次の書類のいずれか ①登録通知書(写し) ②登録証明書(携帯用含む)の原本		
	「証」の有効期間が満了し、再研修を受けた方				原本 再研修修了証明書(写し)*6		R1.10.1 から 4,050円
	登録の移転と同時に残存期間の「証」の交付を行わなかった方で、移転前の都府県で再研修を受講済みの方*4				— ・移転前都府県の研修実施機関が発行した再研修修了証明書(写し) ・道から送付された「移転完了通知書」		
書換え 交付* 8	・氏名変更した方 ・住所変更した方のうち希望者	第6号 様式	1枚	原本	第3号様式及び添付書類	R1.9.30 まで 2,500円 R1.10.1 から 2,550円	
再交 付* 3	・亡失又は棄損した方 ・新様式の「証」を希望する方	第7号 様式	1枚	△	△～棄損した「証」がある場合又は新様式希望者の旧様式の証(亡失による場合は「証」の添付は不要だが、本人確認の書類(運転免許証等)の写しが必要)	R1.9.30 まで 2,850円 R1.10.1 から 2,900円	
移転 交付* 4	北海道へ介護支援専門員の登録を移転する方で、移転とともに残存期間の「証」の交付を希望する方	第2号 兼第8 号様式	1枚	—	登録の移転申請に必要な書類と同じ	R1.9.30 まで 2,500円 R1.10.1 から 2,550円	
更新 交付	介護支援専門員証を更新する方 【有効期間満了日の1年前から申請が可能です。】 更新後の有効期限は満了日の5年後となります。 *有効期間満了日経過後は更新の交付申請は受理できません。 手続きは遅くとも有効期間満了日の40日前までに行ってください。	第9号 様式	1枚	原本	更新研修修了証(写し)*6 【更新研修に相当する研修*7を含みます。】	R1.9.30 まで 2,500円 R1.10.1 から 2,550円	

*1 写真は縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景のもので、裏面に氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号を記入してください。

*2 手数料については、相当する額面の「北海道収入証紙」を申請書の所定の欄に貼付し、証紙と台紙にかかるよう、印鑑又は署名により消印してください。「収入印紙」ではありませんので、注意してください。

*3 再交付とは、現に登録している事項と同内容で交付することを指します。また、内容変更を伴わない新様式への交付も同様です。亡失等による再交付で、登録事項に変更がある場合には、登録事項変更届出書(第3号様式 P30)と再交付申請書(第7号様式 P37)を同時に提出してください。

*4 移転交付は、登録の移転申請と同時に申請する場合のみ交付できます。同時に行わない場合は、移転前の「証」は失効していることから、再研修を受講した上で新規交付申請を行ってください。

*5 「証」や登録通知書を紛失した場合は、顛末書(てんまつしょ P39)を作成して添付してください。

*6 各種研修修了証明書を紛失した場合は、P17の「よくある質問」Q9を参照してください。

*7 更新研修に相当する研修とは、専門研修Ⅰ・Ⅱを言います。どちらも有効期間内に受講したものののみ有効です。

4) 各種手続きの提出先と提出方法

介護支援専門員の登録や「証」の交付申請・更新申請・変更届けなどは、総合振興局(振興局)の社会福祉課に提出してください。各種問い合わせ等はこちらにどうぞ。

口提出先(総合振興局又は振興局)の住所


提出・お問い合わせ先		住所	電話番号	管轄する市町村
石狩 振興局	保健環境部 社会福祉課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階	011-204-5863	札幌市 / 江別市 / 千歳市 / 恵庭市 / 北広島市 / 石狩市 / 当別町 / 新篠津村
渡島 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9535	函館市 / 北斗市 / 松前町 / 福島町 / 知内町 / 木古内町 / 七飯町 / 鹿部町 / 森町 / 八雲町 / 長万部町
檜山 振興局	保健環境部 社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町33 6番地の3	0139-52-6654	江差町 / 上ノ国町 / 厚沢部町 / 乙部町 / 奥尻町 / 今金町 / せたな町
後志 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東 2丁目	0136-23-1353	小樽市 / 島牧村 / 寿都町 / 黒松内町 / 蘭越町 / ニセコ町 / 真狩村 / 留寿都村 / 喜茂別町 / 京極町 / 倶知安町 / 共和町 / 岩内町 / 泊村 / 神恵内村 / 積丹町 / 古平町 / 仁木町 / 余市町 / 赤井川村
空知 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0108	夕張市 / 岩見沢市 / 美唄市 / 芦別市 / 赤平市 / 三笠市 / 滝川市 / 砂川市 / 歌志内市 / 深川市 / 南幌町 / 奈井江町 / 上砂川町 / 由仁町 / 長沼町 / 栗山町 / 月形町 / 浦臼町 / 新十津川町 / 妹背牛町 / 秩父別町 / 雨竜町 / 北竜町 / 沼田町
上川 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5984	旭川市 / 士別市 / 名寄市 / 富良野市 / 鷹栖町 / 東神楽町 / 当麻町 / 比布町 / 愛別町 / 上川町 / 東川町 / 美瑛町 / 上富良野町 / 中富良野町 / 南富良野町 / 占冠村 / 和寒町 / 剣淵町 / 下川町 / 美深町 / 音威子府村 / 中川町 / 幌加内町
留萌 振興局	保健環境部 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1 番地の2	0164-42-8319	留萌市 / 増毛町 / 小平町 / 苫前町 / 羽幌町 / 初山別村 / 遠別町 / 天塩町
宗谷 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2987	稚内市 / 猿払村 / 浜頓別町 / 中頓別町 / 枝幸町 / 豊富町 / 礼文町 / 利尻町 / 利尻富士町 / 幌延町
オホーツク 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0633	北見市 / 網走市 / 紋別市 / 美幌町 / 津別町 / 斜里町 / 清里町 / 小清水町 / 訓子府町 / 置戸町 / 佐呂間町 / 遠軽町 / 湧別町 / 滝上町 / 興部町 / 西興部村 / 雄武町 / 大空町
胆振 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-24-9839	室蘭市 / 苫小牧市 / 登別市 / 伊達市 / 豊浦町 / 壮瞥町 / 白老町 / 厚真町 / 洞爺湖町 / 安平町 / むかわ町
日高 振興局	保健環境部 社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘通56 号	0146-22-9477	日高町 / 平取町 / 新冠町 / 浦河町 / 様似町 / えりも町 / 新ひだか町
十勝 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目の1	0155-26-9078	帯広市 / 音更町 / 士幌町 / 上士幌町 / 鹿追町 / 新得町 / 清水町 / 芽室町 / 中札内村 / 更別村 / 大樹町 / 広尾町 / 幕別町 / 池田町 / 豊頃町 / 本別町 / 足寄町 / 陸別町 / 浦幌町
釧路 総合振興局	保健環境部 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54 号	0154-43-9254	釧路市 / 釧路町 / 厚岸町 / 浜中町 / 標茶町 / 弟子屈町 / 鶴居村 / 白糠町
根室 振興局	保健環境部 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番 地	0153-23-6914	根室市 / 別海町 / 中標津町 / 標津町 / 羅臼町
北海道庁	高齢者保健福 祉課地域包括 ケアグループ	〒060-8588 北海道札幌市 中央区北3条西6丁目	011-204-5272	

*道外に転居された方は、「北海道で居住していた市町村」を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課あてに提出願います。

□提出方法

- 提出書類を持参する場合
居住地を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に持参してください。
様式類はその場で記載することもできます。その場合は印鑑をご持参ください。
- 郵送する場合
封筒の表書きに「介護支援専門員届出申請書類在中」と記載してください。
郵便物の不到達による責任を、当方では一切負いませんので、郵送の状況が確認できる簡易書留等を利用するようお願いします。
書類に不備があると手続きが遅れます。添付書類は事前にしっかり確認してください。

郵送の際の記載例

 簡易書留
〇〇市 △△町 ×番地
■■総合振興局保健環境部 社会福祉課 行き
介護支援専門員届出申請書類在中
差出人 住所 氏名

申請、届け出についてご不明な点がございましたら、各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課又は北海道保健福祉部高齢者保健福祉課(P14を参照)までお問い合わせください。

□電話で問い合わせる前に……

介護支援専門員に関する各種届出は複雑です。口答での説明ではわかりにくいこともあります。ホームページをご覧になれる環境でしたら、北海道の「介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報」のページをご覧になりながら、お問い合わせください。また、登録通知書や証など登録番号がわかるものをお手元にご用意いただきますと、問い合わせがスムーズになります。

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索 

VI よくある質問

Q1 実務に就く予定はないが「証」の交付を受けておいた方が良いですか。

- A いつでも実務に就ける状態を維持しようと思う方は、「証」の交付を受けておくことをお勧めします。なお、登録後 5 年以内であれば、申請から 2～3 週間で「証」の交付を受けられ、交付日から 5 年間に有効期間となります。登録から 5 年を過ぎると、「証」を得るためには、54 時間の再研修の受講が必要です。研修の開催時期は限られているので、すぐに実務に就くことは難しくなります。

Q2 自分は介護支援専門員として仕事をしています。「証」の有効期間が来年 3 月で切れることが分かったときには、更新研修の申し込み期日を過ぎていました。すぐに更新研修(実務経験者)は受けられませんか？ 受けられないとどうなりますか？

- A 通常はお断りさせていただきます。しかし、申し込み時期を過ぎても、まだ開催前の研修日程で定員に余裕があれば、受講可能なこともありますので、念のためまずは、申し込み先の事業者へ電話し、受付可能かどうか確認してください。既にすべての研修日程が終了していた場合や定員が埋まっている場合は、次年度の再研修を受講するしかありません。有効期間が切れた場合は、新たな「証」が交付されるまでの間、介護支援専門員としての業務はできません。指定居宅支援事業所等の管理者等、人員基準として登録されている場合は変更届けや休止届け等も必要となります。また、認定調査員として市町村から委託を受けた調査を行うこともできません。

Q3 「証」の交付を受けていないので、自分の登録番号が分かりません。

- A 登録後、個人あてに送付している登録通知書に書かれています。登録通知書を大事に保管することが重要です。通知書を紛失した場合は、住所地を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課又は北海道保健福祉部高齢者保健福祉課(P14)までお問い合わせください。名簿を確認し、口答で登録番号をお知らせしています。登録通知書の再発行はしません。

Q4 介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてのお知らせ等が郵送されますか。

- A 有効期間満了のお知らせはありません。また、研修受講のご案内等のお知らせについても、個人の方へは通知がありませんので、ご自分で管理をしていただく必要があります。有効期間の満了日までに必要な研修を修了され、更新のための手続きを行ってください。各種研修日程は道のホームページをご覧ください。

Q5 更新研修を受講したいのですが、どの研修を受講したら良いか分かりません。

- A 「証」の有効期間中に実務経験のある方は「更新研修(実務経験者)」を受講してください。実務経験がない場合は「更新研修(実務未経験者)54 時間」となります。それぞれ申し込み先が違いますので、P8 で確認してください。実務経験及び研修時間に関することは P9 でご確認ください。

Q6 有効期間内に研修を受講できなかった場合(修了できなかった場合)は、どうなりますか。

- A 有効期間内に修了できない場合には、更新手続きができません。現在お持ちの「証」は有効期間が満了してしまいますので、再度「証」の新規交付を受けるまでは、介護支援専門員として業務に就くことができません。「証」の新規交付を受ける場合は、「再研修 54 時間」を受講することになります。

Q7 「証」の有効期間が満了しています。試験を受けなおす必要がありますか。

- A 試験を受けなおす必要はありません。介護支援専門員としての登録は継続しています。ただし、「証」の有効期間が満了しているため、介護支援専門員として業務には就けません。有効期間満了された方対象の「再研修 54 時間」を受講してください。再研修修了後、「証」の新規交付申請を行い、交付を受けた後、業務に就くことができます。

Q8 「証」を紛失してしまいました。再交付を受けられますか？

- A 再交付は可能です。第 7 号様式(P37)に必要な書類を添えて総合振興局(振興局)に申請してください。更新手続きの際、「証」を紛失していることが分かった場合は、再交付申請の必要はありません。Q9を参考に、顛末書(P39)を作成し、提出ください。なお、介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)、登録通知書は再発行しておりません。

Q9 「証」の更新交付申請の際、必要な書類が見あたりません。どうしたらいいですか？

- A ①「証」・「介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)」・「登録通知書」がない場合は、「顛末書」を作成して代わりに添付してください。顛末書の作成例は P39 を参照してください。
- ②「研修修了証明書」を紛失した場合は、道で保管している修了者名簿により確認するための「申立書」を作成して交付申請書に添付していただくか、「研修受講済みの証明書」の交付を受け、写しを添付してください。
- ・「申立書」の様式は P40 のとおりです。
 - ・受講済み証明書の交付を受けるには、交付申請書(P41 または 42)に必要な事項を記載して以下に申請して下さい。
- なお、研修受講済みの証明書の交付には日数がかかります。証の有効期間満了日までに証明書の交付が間に合わないことがありますので、その場合は総合振興局(振興局)社会福祉課(P14)へご相談ください。

【申請先】

- 実務・更新・専門Ⅰ・Ⅱ・再・主任 CM・ケアマネジメントリーダー研修の場合(P41 を使用)
 - ・・・〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 - 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 地域包括ケアグループ あて 電話 011-204-5272
- 実務従事者基礎研修・旧現任研修(基礎Ⅰ・基礎Ⅱ・専門)の場合(P42 を使用)
 - ・・・当時証明書を発行した総合振興局(振興局)の社会福祉課宛(住所等はP14 を参照)

Q10 道内で住所が変わりました。手続きはどうしたら良いですか？

- A 登録のみで「証」をお持ちでない方は登録事項変更の届出(第3号様式 P30)と住民票を新しい住所地の総合振興局(振興局)に提出してください。
- 「証」をお持ちの方は、氏名変更がない場合は書換え交付申請の必要はありませんが、新様式の「証」への書換えを希望する場合は、第6号様式(P35)に6ヶ月以内に撮影された写真と収入証紙を添えて申請してください。

Q11 氏名が変わりました。手続きはどうしたらいいですか？

- A 登録のみで「証」をお持ちでない方は登録事項変更の届出(第3号様式 P30)と戸籍抄本を住所地の総合振興局(振興局)に提出してください。
- 「証」をお持ちの方は、上記の手続きに加え、書換え交付申請(第6号様式 P35)が必要です。6ヶ月以内に撮影された写真と収入証紙をご用意ください。

Q12 北海道から A 県へ引っ越しました。登録移転の手続きはどうしたらいいですか？

- A 県によって手続きの方法は異なりますが、おおむね以下の手順で手続きを行います。
- ①申請者は A 県に住民票を移す。
 - ②申請者は A 県庁の介護支援専門員登録担当係から「登録移転申請書」をもらい、住民票を添えて、「北海道庁」(送付先は以下)に送る。「証」の交付を受けている場合は原本を添付してください。
 - ③道の登録名簿から削除し、その旨を道から A 県に通知する。
 - ④A 県は道からの通知を受けて、A 県の登録名簿に新たに登録し、A 県から申請者に登録通知書を送る。
- 以上の手続きで北海道の登録から A 県への登録移転が完了します。
- A 県が発行するあらたな「証」が必要な方は、登録完了後に手続きする場合と、登録移転申請書入手する際に同時に手続きする場合があります。新たな「証」の入手方法については、移転先の県庁に問い合わせてください。
- なお、法令上登録移転が可能なのは、「業務に従事し又は従事しようとするとき」となっています。

【送付先】 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 地域包括ケアグループ あて 電話番号:011-204-5272

Q13 A 県から北海道へ転居してきました。登録移転の手続きはどうしたらいいですか？

- A 道外で介護支援専門員の登録を受けている方で、北海道内の事業所等で就業している又は就業予定で、北海道へ登録を移転する方は、登録の移転申請を行ってください。道の第2号兼第8号様式(P28)に、道に移転した後の住民票及び A 県から受けた「証」の原本を添えて、A 県庁の介護支援専門員登録担当の係に送付してください。
- その後、A 県から道に通知が来ることにより道の名簿に登録され、道から個人あてに「登録移転通知書」を送付します。道が発行する新たな「証」が必要な場合は、移転と同時に、同じ様式により手続きしてください。その場合、新たな「証」は登録移転通知書に同封して送付します。

Q14 道外へ転居したら必ず登録移転しなければなりませんか？

- A いいえ。北海道の登録のまま、道外の住所に登録事項を変更し、証を交付することは可能です。ただし、更新研修などは原則として北海道で受けていただくこととなります。

Q15 道外で更新研修を受けることは可能ですか？

- A やむを得ない事情がある場合は可能です。P9 の4)を参考に「受講地変更願」による手続きをしてください。

各種届出様式の改正に伴う Q & A

平成27年4月1日付けで「北海道介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱」を改正し、各種届出に必要な様式類を変更しました。

新様式は、同時に申請することの多い申請書を1つにまとめ、兼用の申請書にすることで記載事項を少なくしました。

Q1 登録・交付・更新・変更などの申請書類が変わりました。今までの古い様式は使えますか？

お手元に旧様式がある場合（Ver.2までのガイドブックの巻末資料など）は引き続きご使用いただけます。届出事由別の新様式と旧様式の対応表は以下のとおりです。

	届出事由	新様式名称	旧様式名称
①	新規登録するとき	第1号兼第5号様式	第1号様式
②	道外から道に登録移転するとき	第2号兼第8号様式	第2号様式
③	氏名・住所が変更になったとき	第3号様式	第3号様式
④	登録の消除を申し出るとき	第4-1号様式	第4-1号様式
⑤	登録者が死亡したとき	第4-2号様式	第4-2号様式
⑥	新規に証の交付を受けるとき	第1号兼第5号様式	第5号様式
⑦	氏名に変更があり証を書き換えるとき	第6号様式	第6号様式
⑧	証をなくした、破損したとき	第7号様式	第7号様式
⑨	道外から移転してきた方が残存期間の証の交付を北海道から受けるとき	第2号兼第8号様式	第8号様式
⑩	証の有効期間を更新するとき	第9号様式	第9号様式

Q2 新しい届出様式はどこで入手できますか？

北海道介護支援専門員関連情報のホームページからダウンロードしてお使いいただくか、各総合振興局（振興局）社会福祉課（P14）の窓口で入手してください。

郵送を希望する場合も総合振興局（振興局）社会福祉課（P14）にご連絡ください。

○ 介護支援専門員の各種手続き、研修の受け方などを案内しているガイドブック Ver.6.2 を以下のホームページからダウンロードできます。

北海道介護支援専門員関連情報 → <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

介護支援専門員証の様式変更に伴うQ & A

Q1 住所が入った古い様式の証（有効期限内）を持っています。全員新様式に切り替えするのですか？
また、住所が変わったのですが、新様式への書換え交付は必要ですか？

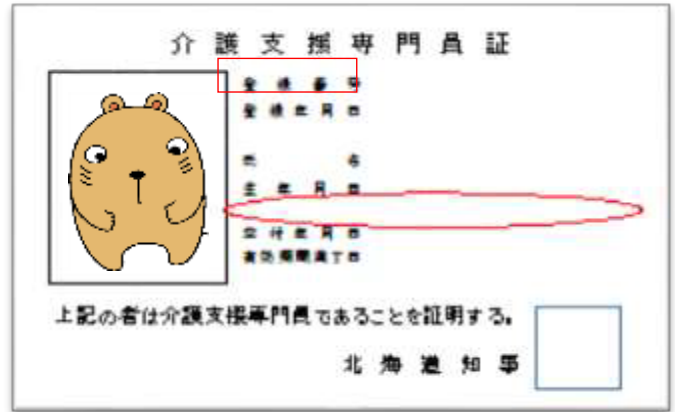
平成27年4月1日から、証の掲載事項から「住所」の項目が削除されましたが、古い様式の証をお持ちの方でも、氏名変更がない限り新様式に切り替える必要はありません。

また、住所のみ変わった場合は、書換え交付申請の必要がなくなりました。

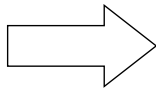
変更前の住所が記載されている証でも、新しい証と見なしますので、以下の取扱例のとおり、そのまま使用していただいても、マスキングテープなどで隠して使用していただいても結構ですが、住所が記載されない新しい証の交付を希望する場合は、書換え交付申請書（第6号様式）に手数料を添付して申請してください。

また、住所のみ変更があった場合で、証の書換えを希望しない場合でも必ず「登録事項の変更届（第3号様式）」は必要となります。

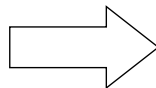
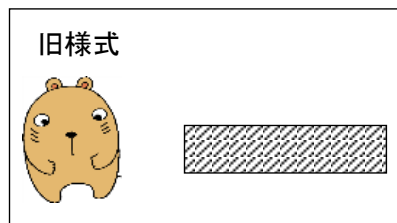
↓平成27年4月1日以降の新様式（住所が削除、新たに「登録年月日」が追加（道独自））



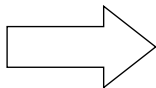
○ 住所のみ変更があった場合の旧様式の証の取扱例（いずれも登録事項変更届（第3号様式）が必要です。）



書換え交付申請（第6号様式）をせずにそのまま（旧住所のまま）使用できます。



書換え交付申請（第6号様式）をせず「住所部分」をテープ等で隠して使用できます。（住所に変更がない場合でも隠して使用して良い）



新様式を希望する場合は、書換え交付申請（第6号様式）を提出してください。（収入証紙と写真が必要です。）

○ 次回の更新時には、全員に新様式による証が交付されます。

Q2 住所と氏名が変わりましたが、どのようにすればいいですか？
氏名のみ変わりましたが、どのようにすればいいですか？

登録事項の変更届（第3号様式）と、書換え交付申請（第6号様式）の両方の提出が必要です。
今後、住所のみ変更となった場合は登録事項の変更届（第3号様式）のみ提出してください。

Q3 住所や名前に変更はないのですが、新様式の証に切り換えることは可能ですか？

可能です。「再交付申請(第7号様式)」として受け付けますので、旧様式の証は申請時に添付してください。

Q4 北海道の新様式の証に「登録年月日」を記載することとなった経緯はなんですか？

介護保険法施行規則第113条23には、介護支援専門員証に記載する項目が定められており、「登録年月日」は現在も含まれておりません。

このため、登録年月日は、再発行不可の「登録通知書(図2)」のみでしか本人にお知らせできておらず、紛失された方がご自分の登録年月日を知りたい場合は、道に直接お問合せいただき、口頭でお知らせするしかありませんでした。

また、平成17年以前に登録された方には「登録証明書(図1)」を発行していましたが、平成18年度に法改正があってから、介護支援専門員証を交付する際にはこの「登録証明書」の原本と引き替えに交付したため、手元にコピーが残っていない方については、自分の登録年月日を証明する書類が何も手元に残らない状態となっていました。

そのため、今般の規則改正により、住所が削除となる証の様式変更に合わせて、道独自の項目として登録年月日を記載することとしました。

証に「登録年月日」が記載されることで、登録通知書や登録証明書が手元にない場合でも、自分がいつ介護支援専門員資格を取得したのかがわかるようになり、各種研修の申込時にも役立ちます。

(図1) 登録証明書の見本 (A4上 携帯用下)

(H17年以前の登録者に発行。H18年以降は証と引き替えに原本を回収しているため、手元に原本が残っていない方がほとんど)



(図2) 登録通知書の見本 (A4)



Ⅶ 介護支援専門員の登録などに関する法的根拠

1 介護支援専門員の定義

介護保険法第7条（定義）第5項

この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業又は同号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定予防介護・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

2 介護支援専門員の登録関係

（1）登録（介護保険法第69条の2）

- ・ 省令で定める実務経験を有する者であって、知事が省令で定めるところにより行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ、知事が省令で定めるところにより行う「介護支援専門員実務研修」の課程を修了したものは、省令で定めるところにより、知事の登録を受けることができる。

《除外》

ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 業務従事禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの登録消除申請によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 登録消除処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 登録消除処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日（しないこと）を決定する日までの間に登録消除申請した者（申請に相当の理由がある者を除く）であって、登録消除の日から5年を経過しない者

- ・ 登録は、知事が、「介護支援専門員資格登録簿」に氏名、生年月日、住所その他省令で定める事項、登録番号、登録年月日を登載して行う。

（2）登録の移転（介護保険法第69条の3）

- ・ 登録を受けている者は、他都府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他省令で定める事業者・施設の業務に従事し又は従事しようとするときは、当該事業者等の所在地を管轄する都府県知事に対し、登録をしている知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。

《除外》

ただし、業務従事禁止処分を受け、その禁止期間が満了していないときはこの限りでない。

（3）登録事項の変更の届出（介護保険法第69条の4）

- ・ 登録を受けている者は、氏名その他省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(4) 死亡等の届出 (介護保険法第69条の5)

- ・登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、各号に定める者は、その日(死亡した場合はその事実を知った日)から30日以内に、登録をしている知事又は各号に定める者の住所地を所管する知事に届け出なければならない。
 - ① 死亡した場合 ~ その相続人
 - ② 成年被後見人又は被保佐人 ~ その後見人又は保佐人
 - ③ 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」又は「介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」 ~ 本人

(5) 申請等に基づく登録の消除 (介護保険法第69条の6)

- ・次のいずれかに該当する場合には、登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申請があった場合
 - ② 法第69条の5の規定による死亡等の届出があった場合
 - ③ 法第69条の5の規定による死亡等の届出がなく、同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 法第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合

3 介護支援専門員証の交付関係

(1) 交付の申請 (介護保険法第69条の7)

- ① 登録を受けている者は、知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。
- ② 交付を受けようとする者は、知事が省令により行う研修を受けなければならない。
ただし、登録を受けた日から省令で定める期間内に交付を受けようとする者はこの限りでない。
- ③ 介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。
(登録移転の申請とともに交付申請があった場合を除く。)
- ④ 介護支援専門員証が交付された後、登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証はその効力を失う。
- ⑤ 登録移転の申請とともに介護支援専門員証の交付申請があったときは、前項の介護支援専門員証の有効期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
- ⑥ 介護支援専門員は、登録が消除されたとき又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証の交付を受けた知事に返納しなければならない。

罰則 (介護保険法第213条第2項)

違反した者は、10万円以下の過料に処す。

- ⑦ 介護支援専門員は、業務従事禁止処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証を交付を受けた知事に提出しなければならない。

罰則 (介護保険法第213条第2項)

違反した者は、10万円以下の過料に処す。

- ⑧ 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた知事は、禁止期間が満了した場合、その提出者から返還請求があったときは、直ちに返還しなければならない。

(2) 介護支援専門員証の有効期間の更新 (介護保険法第69条の8)

- ① 有効期間は、申請により更新する。
- ② 更新を受けようとする者は、知事が省令の定めるところにより行う更新研修を受けなければならない。
ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修に相当する研修(知事が省令の定めにより指定)を修了した者は、この限りでない。
- ③ 更新後の介護支援専門員証の有効期間についても、5年とする。

(3) 介護支援専門員証の提示 (介護保険法第69条の9)

- ・介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

4 介護支援専門員の義務等

(1) 義務 (介護保険法第69条の34)

- ① 介護支援専門員は、担当する要介護者等の人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。
- ② 介護支援専門員は、省令で定める基準^(注)に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- ③ 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。(H27年4月1日より追加)

(注) 省令で定める基準：(施行規則第113条の39)

指定居宅介護支援等基準第12条に定めるところによる。

* 指定居宅介護支援等基準：(第12条指定居宅介護支援の基本取扱方針)

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 名義貸しの禁止等 (介護保険法第69条の35)

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止 (介護保険法第69条の36)

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(4) 秘密保持義務 (介護保険法第69条の37)

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても同様とする。

罰則 (介護保険法第205条第2項)

違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(5) 報告等 (介護保険法第69条の38)

① 報告

知事(指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長)は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があるときは、介護支援専門員(当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む)に対し、必要な報告を求めることができる。

② 指示、研修受講の命令

ア 知事(指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長)は、介護支援専門員(当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む)が、法第69条の34第1項又は第2項の規定(介護支援専門員の義務)に違反していると認めるときは、介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずることができる。

イ 知事は、介護支援専門員の登録を受けている者で証の交付を受けていない者が、介護支援専門員としての業務を行ったときは、当該証未交付者に対し必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずることができる。

③ 業務従事の禁止

知事(指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長)は、介護支援専門員(当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む)が、前項の指示又は命令に従わない場合、介護支援専門員等に対し、1年以内の期間を定めて、業務を行うことを禁止することができる。

④ 他都府県への通知

知事(指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長)は、他都府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前2項の処分(指示又は研修受講の命令、業務従事の禁止)をしたときは、その旨、当該他都府県知事に通知しなければならない。

(1) 知事は、介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合は登録を消除しなければならない。

- ① 次の場合（法第69条の2第1項第1号～第3号）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 不正の手段により登録を受けた者
- ③ 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた者
- ④ 法第69条の38第3項の規定（業務従事の禁止処分）に違反した場合

(2) 知事は、介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合は、登録を消除することができる。

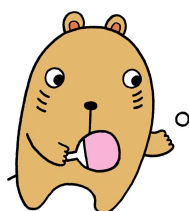
- ① 法第69条の34第1項若しくは第2項又は法第69条の35から第69条の37までの規定（義務、名義貸し、信用失墜行為、秘密保持）に違反した場合
- ② 法第69条の38第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ③ 法第69条の38第2項の規定（指示又は研修受講の命令）に違反し、情状が重い場合

(3) 知事は、登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていない者が次のいずれかに該当する場合は、登録を消除しなければならない。

- ① 次の場合（法第69条の2第1項第1号～第3号）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 不正の手段により登録を受けた者
- ③ 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

Ⅷ 各種届出の様式集

様式名	名称	使用目的	ページ
第1号兼 第5号様式	新規登録申請書 兼 新規交付 申請書（両面）	・新規登録するとき（第1号） ・新規に「証」の交付を受けるとき （第5号 有効期間が切れて、新たに受ける場合を含む）	26
第2号兼 第8号様式	登録移転申請書 兼 移転交付 申請書（両面）	・道外から道に登録移転するとき（第2号） ・移転と同時に移転前の「証」の残存期間 の「証」の交付を申請するとき（第8号）	28
第3号様式	登録事項の変更届出書（両面）	氏名・住所が変更になったとき	30
第4-1号様式	登録消除の届出書	自ら登録の消除を希望するとき	32
第4-2号様式	登録消除の届出書（両面）	登録者が死亡されたときなど	33
第6号様式	書換え交付申請書（両面）	・「証」をお持ちの方の氏名が変更になっ たとき （第3号様式の届出と併せて行う）	35
第7号様式	再交付申請書	・「証」を亡失又は棄損したとき ・記載事項の変更がなく新様式の「証」の 交付を希望するとき	37
第9号様式	更新交付申請書（H29.9改正）	「証」の有効期間を更新するとき	38
記載例	顛末書（てんまつしょ）	必要書類を紛失するなどして、申請書に添 付できないとき	39
申出書	申出書	主任介護支援専門員更新研修修了証明書 で更新するとき	40
申立書	申立書	必要な研修修了証明書を添付できない場合に、 道が保管する名簿による確認に同意するとき	41
別紙様式1-1	研修受講済みの証明書の 交付申請書（本庁あて）	実務研修・専門・再・更新・主任研修の修 了証明書を紛失した場合で、受講証明を得 たいとき	42
別紙様式1-2	研修受講済みの証明書の 交付申請書（振興局あて）	従事者基礎研修・旧現任研修（基礎Ⅰ・Ⅱ 専門）・ケアマネジメント研修の修了証明書を紛 失した場合で、受講証明を得たいとき	43
様式14	研修受講地変更願	北海道の登録者が他都府県で開催する研 修の受講を希望するとき	44
付録1	資格管理理解度チェック （実務研修の受講者向け）	介護支援専門員の資格管理についてご自 分の理解度をチェックしましょう	45
付録2	資格管理メモ （新規登録・交付を受けた方向け）	ご自分の資格管理のため、覚え書きとして お使い下さい。	47



介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

介護保険法第69条の2第1項、介護保険法施行規則第113条の7第1項、介護保険法第69条の7第1項及び介護保険法施行規則第113条の20の規定により、以下のとおり申請します。

フリガナ 申請者氏名・印	(姓)	(名)	印	生年月日	西暦 年 月 日生
フリガナ 現住所	郵便番号 ー ー				
	都道府県		市・郡 町・村	(区)	
	電話番号 ー ー				
勤務先名称・ 電話番号	電話番号 ー ー				
今回申請する 内容 (いずれかに○)	ア 登録のみ 手数料（収入証紙）は不要です。 イ 登録と証の交付 ウ 証の交付（登録済みの方のみ） } 手数料（収入証紙）が必要です				
私は、次の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 1 成年被後見人又は被保佐人 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規程により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 5 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 6 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 7 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの					

添付書類は、裏面を確認すること。

《注意：下欄はイ・ウの申請の場合のみ使用します。》

北海道収入証紙貼付欄	
イ・ウの場合のみ	（令和元年（2019年）9月30日まで） 4, 000円 （令和元年（2019年）10月1日から） 4, 050円 . . .
※証紙と台紙にかかるよう、印鑑又は署名により消印してください。	

（裏面へ）

【第1号兼第5号様式裏面】

添付書類

ア 登録のみを申請する場合

- 実務研修修了証明書の写し（修了日から3ヶ月経過していないこと）
- 住民票（6ヵ月以内に交付されたもの・抄本で可）

イ 登録と同時に証の交付を申請する場合

- 実務研修修了証明書の写し（修了日から3ヶ月経過していないこと）
- 住民票（6ヵ月以内に交付されたもの・抄本で可）
- 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚
※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。
- 北海道収入証紙（表面の下欄に貼付すること）
（令和元年（2019年）9月30日まで）4,000円
（令和元年（2019年）10月1日から）4,050円

ウ 登録済みの者が新規に証交付を申請する場合（再研修を受けて証を交付される場合も含む）

- 登録後5年以内の場合 — 登録通知書の写し
- 登録後5年を経過している場合
 - ・再研修を修了したことを証する書面の写し
 - ・登録通知書の写し又は現に有する介護支援専門員登録証明書（A4と携帯用両方）の原本又は介護支援専門員証の原本
- 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚
※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。
- 北海道収入証紙（表面の下欄に貼付すること）
（令和元年（2019年）9月30日まで）4,000円
（令和元年（2019年）10月1日から）4,050円

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 申請に対応する添付書類が全て揃っているか
- 登録の場合、実務研修修了年月日から3ヶ月以上経過していないか
- 現住所は住民票の記載と一致しているか（ハイフン等による省略は可）
- 住民票は6ヶ月以内に発行されているか
- 登録済みの者の交付申請の場合、住所の記載とシステム上の住所が合致するか
- 登録済みの者の5年以内の交付申請の場合、登録日から5年以上経過していないか
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか
- 収入証紙に消印があるか

（本庁へ送付する際、裏面のコピーは不要です）

【表面】

介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証移転交付申請書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

介護保険法第69条の3、介護保険法施行規則第113条の10及び同規則第113条の20第3項の規定により、以下のとおり申請します。

現在登録中の都府県名	都府県	介護支援専門員登録番号							
フリガナ 申請者氏名・印	(姓)	(名)	印	生年月日	西暦 年 月 日生				
フリガナ 北海道での現住所	郵便番号 〒		市・郡 (区)		町・村				
勤務先名称・電話番号			電話番号		-	-			
今回申請する内容 (いずれかに○)	ア 移転のみ → 手数料（収入証紙）は不要です。 イ 移転と証の交付 → 手数料（収入証紙）が必要です。								
添付書類	<p>ア 登録移転のみを申請する場合</p> <input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員登録証明書の原本（A4版・携帯用両方とも）又は介護支援専門員証の原本又は都府県知事の登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 北海道内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事していることを証する書面（写し）又は北海道内の市町村が交付した住民票（6ヵ月以内に交付されたもの） <p>イ 移転と同時に移転交付も申請する場合</p> <input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員証の原本 <input type="checkbox"/> 北海道内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事していることを証する書面の写し又は北海道内の市町村が交付した住民票（6ヵ月以内に交付されたもの） <input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚～6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。 <input type="checkbox"/> 北海道収入証紙（下欄に貼付すること）								
注意事項	※この申請書は、現在、登録をしている都府県へ提出してください。 ※移転前に交付されている介護支援専門員証は移転とともに失効します。 引き続き残存期間の証の交付を希望される場合には、上記は「イ移転と証の交付」としてください。 ※移転前の証の有効期間が切れており、再研修受講済みである方が北海道で証の交付を新たに受ける場合は、上記は「ア登録移転のみ」とし、1号・5号兼用様式を併せて提出してください。（1・5様式での申請内容は「ウ証の交付」で、手数料は証交付手数料のみとなります。）								

《注意：下欄は、「イ」の申請の場合のみ使用します。》

北海道収入証紙貼付欄	
イの場合のみ	（令和元年(2019年)9月30日まで） 2, 500円 （令和元年(2019年)10月1日から） 2, 550円
※ 証紙と台紙にかかるよう、印鑑又は署名により消印してください。	

【第2号兼第8号様式裏面】

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 申請する内容に対応する添付書類は全て揃っているか
- 現住所は住民票の記載と一致しているか（ハイフン等による省略は可）
- 住民票は6ヶ月以内に発行されているか
- 再研修受講済みの場合、1・5号様式の記載は適正か
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか
- 収入証紙に消印があるか

（振興局へは、裏面のコピーは送付しません。）

別記第3号様式（氏名、住所を変更したとき）【表面】

介護支援専門員登録事項変更届出書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

フリガナ
届出者 氏 名 _____ 印
(氏名変更の場合は、変更後の氏名を記載)

介護保険法第69条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更する 事項	1 氏名	2 住所	フリガナ 変更前の 氏 名	(姓)	(名)
フリガナ	郵便番号 〒 _____				
変更前の 住所	都道 _____ 府県 _____	市・郡 _____ 町・村 _____	(区)		
フリガナ	郵便番号 〒 _____				
変更後の 住所	都道 _____ 府県 _____	市・郡 _____ 町・村 _____	(区)		
勤務先名称 ・電話番号	電話番号 - -				
添付書類	<p>ア 現に介護支援専門員証を有しない者が届け出る場合</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名変更 - 変更記事が記載されている戸籍抄本(3ヶ月以内に交付されたもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 住所変更 - 住民票(6ヶ月以内に交付されたもの)</p> <p>・現在の登録住所からの転居が複数回にわたる場合は、登録住所から現住所までの移転状況がわかる住民票の除票又は戸籍の附票等</p> <p><input type="checkbox"/> 共通 - 現に有する介護支援専門員登録証明書の写し又は登録通知書の写し又は失効した介護支援専門員証の写し</p> <p>イ 有効期間内の介護支援専門員証を有する者が届け出る場合</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名変更 - 変更記事が記載されている戸籍抄本(3ヶ月以内に交付されたもの)</p> <p>・書換え交付申請書(第6号様式)及びその添付書類一式</p> <p><input type="checkbox"/> 住所変更 - 住民票(6ヶ月以内に交付されたもの)</p> <p>・現在の登録住所からの転居が複数回にわたる場合は、登録住所から現住所までの移転状況がわかる住民票の除票又は戸籍の附票等</p> <p>・現に有する介護支援専門員証の写し</p>				
注意事項	<p>有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方が氏名変更した場合は必ず第6号様式で書換え交付申請を行ってください。</p> <p>この場合で、書換え申請をせずに変更届のみ行くと、旧姓の証は無効となるため道に返納する必要があるため、引き続き業務に就くことはできません。</p>				

※ この届出書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

【第3号様式裏面】

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 申請する内容に対応する添付書類は全て揃っているか
- 変更後の住所は住民票の記載と一致しているか（ハイフン等による省略は可）
- 変更前の住所はシステムと一致しているか（ハイフン等による省略は可）
- 住民票は6ヶ月以内に発行されているか
- 氏名変更の者が書換え申請しない（第6号様式がない）場合、証を回収したか
（本庁へ送付する際、裏面のコピーは不要です。）

別記第4-1号様式（自ら登録の消除を希望するとき）

介護支援専門員登録消除申請書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

連絡先 自 宅：（ ） _____

勤務先名： _____

勤務先電話：（ ） _____

介護支援専門員の登録を消除したいので、介護保険法第69条の6第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

登録番号	生年月日	西暦
		年 月 日生
登録の消除を申請する理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員登録証明書（携帯用含む）又は 介護支援専門員証	

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

■受付担当者チェック欄

記載内容に漏れはないか

添付書類は全て揃っているか

現住所はシステムと一致しているか（ハイフン等による省略は可）

介護支援専門員登録消除該当届出書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所 〒 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

連絡先 自 宅：（ ） _____
勤務先名： _____
勤務先電話：（ ） _____

介護保険法第69条の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

この届出に係る介護支援専門員			
フリガナ 氏 名	(姓) _____ (名) _____	登録番号	_____ _____ _____ _____ _____ _____
		生年月日	西暦 年 月 日生
住 所	郵便番号 〒 _____		
	都道 市・郡 (区) 府県 町・村		
届出事項	<input type="checkbox"/> 死亡		左欄の事項が生じた日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 被保佐人		年 月 日
	<input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑を宣告した判決の確定		年 月 日
	<input type="checkbox"/> 介護保険法等の規定により罰金刑以上の刑を宣告した判決の確定		年 月 日
申請人とこの届出に係る介護支援専門員との関係		<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 本人	
添付書類	<input type="checkbox"/> 届出に係る事由の発生を証明できる書面 <input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員登録証明書（携帯用含む）又は 介護支援専門員証		

※ この届出書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

【第4－2号様式裏面】

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 添付書類は全て揃っているか
- 介護支援専門員に係る記載内容はシステムと一致しているか
(本庁へ送付する際、裏面のコピーは不要です。)

別紙第6号様式（「証」をお持ちの方が氏名を変更したとき又は住所変更で書換えを希望するとき）

【表面】 介護支援専門員証書換え交付申請書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 _____

（住所に変更があった場合、変更後の住所を記載）

フリガナ

氏 名 _____ 印

（氏名変更の場合、変更後の氏名を記載）

連絡先 自 宅：（ ） _____

勤務先名： _____

勤務先電話：（ ） _____

介護保険法施行規則第113条の23第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

登録番号		
書換え 事 項	1. 氏名のみ	現在保有している介護支援専門員証の有効期間内に変更が生じた場合は、必ず書換え交付申請を行ってください。
	2. 氏名及び住所	現在保有している介護支援専門員証の有効期間内に変更が生じた場合は、必ず書換え交付申請を行ってください。 新様式では住所は記載されず、変更後の氏名のみ記載されます。
	3. 住所のみ (希望者)	旧様式の介護支援専門員証を保有している人が、住所のみを変更する場合で新様式による介護支援専門員証の交付を希望する場合は、申請してください。(詳しくは裏面の説明を参照)
添付書類	<input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員証の原本 <input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚 ※ 6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。 <input type="checkbox"/> 収入証紙（下欄に貼付）	

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

※ 事項変更届出書（第3号様式）を併せて提出してください。

北海道収入証紙貼付欄

（令和元年(2019年)9月30日まで） 2, 500円

（令和元年(2019年)10月1日から） 2, 550円

※ 証紙と台紙にかかると、印鑑又は署名により消印してください。

■ 受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 第3号様式が同時に提出されているか
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか

【第6号様式裏面】

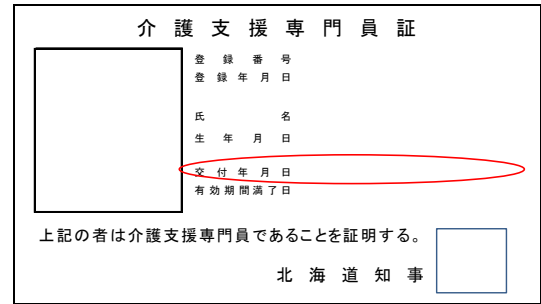
現に有する介護支援専門員証に「住所」の記載がある方へ【説明書】
 (平成27年(2015年)3月31日までに交付を受けた方が対象)

介護保険施行規則の改正により、平成27年(2015年)4月1日以降交付された介護支援専門員証には「住所」の記載が削除されることになり、住所のみの変更の場合、「書換え交付申請」は不要となりました。ただし、「登録事項変更届(3号様式)」は必須です。(手数料無料)

旧介護支援専門員証 (平成27年(2015年)3月31日まで交付)



新介護支援専門員証 (平成27年(2015年)4月1日以降交付)

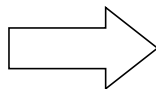
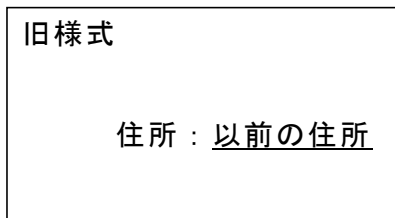


※ 更に新様式には道独自に「登録年月日」が新たに記載されます。

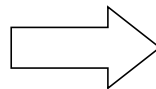
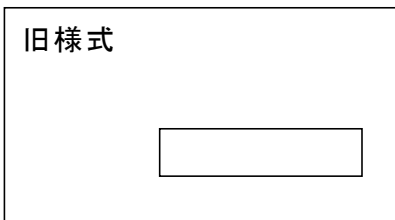
そのため、旧介護支援専門員証をお持ちの方が、住所のみに変更があった場合、古い住所が記載されたままとなりますが、施行規則上、旧様式は新様式とみなされることから、書換えせずにそのまま使用していても、問題はありません。(ご自身でマスキングテープなどを使用して住所部分を隠しても構いません)

住所のみの変更でも、新しい介護支援専門員証への切り替えを希望する場合は、第6号様式により書換え交付申請を受け付けますので、収入証紙と写真を添えて申請して下さい。

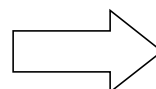
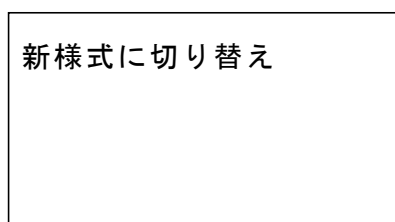
○ 住所のみ変更があった場合の旧様式の取扱例



そのまま(旧住所のまま)使用して良い。



「住所部分」をテープ等で隠して使用しても良い。



住所のみを変更した方が、新様式を希望する場合、書換え申請とみなし収入証紙と写真が必要。

次回の更新時には、全員が新様式による証が交付されます。
 氏名に変更があった場合は証の書換え交付申請・登録事項変更届けは必須となります。

別記第7号様式（「証」を亡失・汚損したとき又は新様式の証の交付を希望するとき）

介護支援専門員証再交付申請書

令和 年(西暦 年) 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

連絡先 自 宅：() _____
勤務先名： _____
勤務先電話：() _____

介護保険法施行規則第113条の25第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、亡失・滅失の場合において、亡失滅失した介護支援専門員証を発見した場合は、速やかに返還します。

登録番号	生年月日	西暦	年	月	日生
再交付が 必要な 理由	1. 亡失、滅失（なくした） 2. 汚損、破損（汚れた・破れた） 3. 新様式による介護支援専門員証の交付を希望				
添付書類	<input type="checkbox"/> 亡失、滅失の場合 申請者本人を確認できる書類（免許証・健康保険証等）の写し ※亡失、滅失した介護支援専門員証等が発見した場合は速やかに返還すること。 <input type="checkbox"/> 汚損、破損又は新様式による証の交付を希望する場合 現に有する介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚 ※6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。 <input type="checkbox"/> 収入証紙（下欄に貼付）				

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

北海道収入証紙貼付欄 (令和元年(2019年)9月30日まで) 2, 850円 (令和元年(2019年)10月1日から) 2, 900円 ※ 証紙と台紙にかかるよう、印鑑又は署名により消印してください。

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 申請理由に対応する添付書類がすべて揃っているか
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか

別記第9号様式（「証」の有効期間を更新するとき）

介護支援専門員証交付申請書（更新）

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

申請者 フリガナ
氏 名 _____ 印
（氏名変更があった場合は変更後の氏名を記載）

介護保険法第69条の8第1項、介護保険法施行規則第113条の26第1項及び140条の68第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

登録番号		生年月日	西暦 年 月 日生
フリガナ			
現住所	郵便番号	〒 _____	
	都道府県	市・郡 _____ 町・村 _____	(区)
	電話番号 - -		
勤務先名称・ 電話番号	電話番号 - -		
(主任)更新研修の 修了年月日	西暦 20 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 更新研修の修了を証する書面の写し又は都道府県知事が指定する研修の修了を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員証の原本 <input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚 ※ 6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。 <input type="checkbox"/> 収入証紙（下欄に貼付） <input type="checkbox"/> 証の有効期間に係る申出書（主任介護支援専門員更新研修修了証明書で更新される方）		

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

北海道収入証紙貼付欄

（令和元年(2019年)9月30日まで） 2, 500円

（令和元年(2019年)10月1日から） 2, 550円

※ 証紙と台紙にかかるよう、印鑑又は署名により消印してください。

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 添付書類がすべて揃っているか
- 添付の研修修了証明書は更新の要件を満たすものか（研修履歴により確認）
- 研修修了証明書の日付は現に有する介護支援専門員証の有効期間内か
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか

〈記載例〉

顛 末 書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

〒 ー
住 所
氏 名 ④
登 録 番 号

（この様式をコピーして使うときは、該当する書類を○で囲んでください。）

介護支援専門員証・介護支援専門員登録証明書・介護支援専門員登録証明書（携帯用）・介護支援専門員登録通知書を紛失したため、申請書に添付できません。

なお、紛失した介護支援専門員証・介護支援専門員登録証明書・介護支援専門員登録証明書（携帯用）を発見した場合には、速やかに返納します。

記

紛失の具体的な状況

（ ）

昼間連絡のつく連絡先電話番号
（自宅・勤務先・その他（ ））

証の有効期間に係る申出書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

住 所 〒 —

氏 名 ㊟

日中の連絡先 自宅・勤務先・その他

番 号 ☎ — —

この度、介護保険法施行規則第140条の6第3項により更新する私の介護支援専門員証の有効期間満了日について、次のとおり申し出ます。

（1か2を○で囲んでください。）

- 1 更新後の介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年後の前日に揃える。
- 2 更新後の介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年後の前日に揃えない。

現に有する介護支援専門員証の有効期間満了日	平成・令和 年 月 日
主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日	平成・令和 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修修了証明書の写し

申 立 書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

住 所 〒 —

氏 名 ⑩

登 録 番 号

日中の連絡先 自宅・勤務先・その他

番 号 ☎ — —

(研修名)

平成・令和 年度介護支援専門員_____修了証明書を紛失したため、申請書に添付できません。

なお、私の当該研修修了を、修了者名簿により貴職が確認することに同意します。

記

紛失の経緯

[]

【北海道使用欄】

研 修 名：平成・令和 年度 _____

研修修了年月日：平成・令和 年 月 日 _____

上記のとおり申立者の研修修了を確認しました。

令和 年(西暦 年) 月 日

部署名 _____

担当者職氏名 _____ ⑩

研修受講済みの証明書の交付申請書

1 証明を必要とする研修名及び研修受講年度 ※該当する研修を○で囲む

研修名	受講年度
① 介護支援専門員実務研修 ② 介護支援専門員専門研修 ③ 介護支援専門員再研修 ④ 介護支援専門員更新研修 ⑤ 主任介護支援専門員研修 ⑥ 主任介護支援専門員更新研修	平成・令和 年度

2 証明を必要とする理由 ※該当する理由を○で囲む

- ① 修了証明書の紛失・破損等により、研修修了の証明ができないため。
- ② 北海道外の都府県で介護支援専門員の研修の受講するため。
- ③ 介護支援専門員証の交付のために、研修修了の証明が必要なため。

上記により、研修受講済みの証明書の交付を申請します。

令和 年(西暦 年) 月 日

北海道知事 様

住 所 〒

氏 名

介護支援専門員登録番号

生年月日

電話番号

※ 研修修了年度等が不明の場合は、空欄で可。

※ 婚姻等による氏名変更がある場合は、戸籍抄本を添付すること。

(氏名の下に () 書きで旧姓も記載すること。)

研修受講済みの証明書の交付申請書

1 証明を必要とする研修名及び研修受講年度 ※該当する研修を○で囲む

研修名	受講年度
① 介護支援専門員実務従事者基礎研修	平成・令和
② 旧北海道介護支援専門員現任研修 基礎研修課程 (I)	
③ 旧北海道介護支援専門員現任研修 基礎研修課程 (II)	
④ 旧北海道介護支援専門員現任研修 専門研修課程	
⑤ 北海道ケアマネジメントリーダー活動研修	年度

2 証明を必要とする理由 ※該当する理由を○で囲む

- ① 修了証明書の紛失・破損等により、研修修了の証明ができないため。
- ② 北海道外の都府県で介護支援専門員の研修の受講するため。
- ③ 介護支援専門員証の交付のために、研修修了の証明が必要なため。

上記により、研修受講済みの証明書の交付を申請します。

令和 年(西暦 年) 月 日

北海道知事 様

住 所 〒

氏 名

介護支援専門員登録番号

生年月日

電話番号

※ 研修修了年度等が不明の場合は、空欄で可。

※ 婚姻等による氏名変更がある場合は、戸籍抄本を添付すること。

(氏名の下に () 書きで旧姓も記載すること。)

※ ④の研修は、修了証明書を交付していないため、北海道外の都府県で介護支援専門員の④研修を受講する等で必要な場合のみ交付する。

北海道介護支援専門員資質向上事業
研修受講地変更願

令和 年(西暦 年) 月 日

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長 様

氏 名 _____ (印)

次のとおり、研修受講地を変更願いたいので、申し出ます。

研修名	※該当する研修名に○を記入してください。 ① 介護支援専門員再研修 ② 介護支援専門員更新研修 (実務未経験者) ③ 介護支援専門員更新研修 (実務経験者) ④ 主任介護支援専門員研修 ⑤ 主任介護支援専門員更新研修		
受講を希望する 都府県名			
介護支援専門員 登録番号			
ふりがな 氏 名			
生年月日	西暦	年	月 日
住所・電話番号	【旧】	〒	—
		TEL ()	—
	【新】	〒	—
		TEL ()	—
勤務先	【旧】	〒	—
		TEL ()	—
	【新】	〒	—
		TEL ()	—
転出 (予定) 日	平成・令和・西暦	年	月 日

介護支援専門員資格管理 理解度チェック表

- 1 介護支援専門員の登録申請は、実務研修終了後_____ヶ月以内にしなければならない。
- 2 介護支援専門員の登録には、有効期間が【ある・ない】。
- 3 介護支援専門員証には、有効期間が【ある・ない】。
- 4 介護支援専門員証の有効期間は、【登録・証の交付】から5年間である。
- 5 介護支援専門員証の更新手続きは、有効期間満了日の_____年前からできる。
- 6 介護支援専門員証の更新するためには、以下のどの研修を受けると良いですか？
(以下から複数選択)
 - ① 実務研修
 - ② 実務従事者基礎研修 (H27(2015年)末で廃止)
 - ③ 専門研修 I 及び II
 - ④ 更新研修 (実務経験者)
 - ⑤ 更新研修 (実務経験なし)
 - ⑥ 再研修
 - ⑦ 主任介護支援専門員研修
 - ⑧ 主任介護支援専門員更新研修 (H28(2016年)より創設)
- 7 北海道の場合、証の更新手続きのための通知は個人あてに【される・されない】。
- 8 介護支援専門員として実務に従事し、今回初めて証を更新する A さん。有効期間は「平成 28 年(2016 年)3 月 15 日」ですが、何も研修を受けないまま平成 28 年(2016 年)の正月を迎えました。今から更新のための研修は受けられますか？
【受けられる・通常は受けられない】
* 道の更新研修【実務経験者】の受講申し込みは、例年 3 月下旬頃です。
- 9 A さんは居宅介護支援事業所で介護支援専門員として従事していましたが、証の有効期間前に更新手続きができませんでした。この場合、A さんはどうなりますか？ (どちらか選択)
 - ① 介護支援専門員として業務してはいけない。
 - ② 登録は取り消されないの介護支援専門員として業務して良い。
- 10 A さんは介護支援専門員の有効期間が切れてしまいました。町から入居者の認定調査の委託を受けた場合、調査を行うことはできますか？ (どちらか選択)
 - ① 介護支援専門員と認定調査員は資格が別なので、調査はできる。
 - ② 町から委託を受けるのは「介護支援専門員」であることが要件なので、調査もできない。
- 11 A さんは以下のように行動すると、証の有効期限切れを防げました。
空欄を埋め、【 】内を選択して A さんの行動リストを完成させてください。
 - ① 研修主催者である「北海道総合研究調査会 (HIT)」に更新研修 (実務経験者) を申し込む。
(または有効期間内に専門研修 I・II を受けておく)
 - ② 有効期間内に研修を受講し、修了証明書もらう。
 - ③ 有効期間内に介護支援専門員証更新申請書 (9 号様式) ・更新研修修了証明書の写し・現在持っている証の原本・収入証紙・写真 (3 cm×2.4 cm) をそろえ、【居住地・勤務地】を管轄する【役場・総合振興局 (振興局)】に申請する。

介護支援専門員資格管理 理解度チェック表

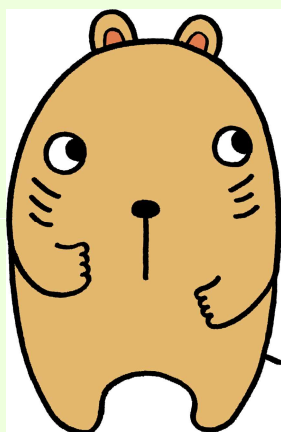
- 1 介護支援専門員の登録申請は、実務研修終了後 3 ヶ月以内にしなければならない。
- 2 介護支援専門員の登録には、有効期間が【ある・ない】。
- 3 介護支援専門員証には、有効期間が【ある・ない】。
- 4 介護支援専門員証の有効期間は、【登録・証の交付】から5年間である。
- 5 介護支援専門員証の更新手続きは、有効期間満了日の 1 年前からできる。
- 6 介護支援専門員証を更新するためには、以下のどの研修を受けると良いですか？
(以下から複数選択)
 - ① 実務研修
 - ② 実務従事者基礎研修 (H27(2015年)末で廃止)
 - ③ 専門研修 I 及び II
 - ④ 更新研修 (実務経験者)
 - ⑤ 更新研修 (実務経験なし)
 - ⑥ 再研修
 - ⑦ 主任介護支援専門員研修
 - ⑧ 主任介護支援専門員更新研修 (H28(2016年)より創設)
- 7 北海道の場合、証の更新手続きのための通知は個人あてに【される・されない】。
- 8 介護支援専門員として実務に従事し、今回初めて証を更新する A さん。有効期間は「平成28年(2016年)3月15日」ですが、何も研修を受けないまま平成28年(2016年)の正月を迎えました。今から更新のための研修は受けられますか？
【受けられる・通常は受けられない】
* 道の更新研修【実務経験者】の受講申し込みは、例年3月下旬頃です。
- 9 A さんは居宅介護支援事業所で介護支援専門員として従事していましたが、証の有効期間前に更新手続きができませんでした。この場合、A さんはどうなりますか？ (どちらか選択)
 - ① 介護支援専門員として業務してはいけない。
 - ② 登録は取り消されないので介護支援専門員として業務して良い。
- 10 A さんは介護支援専門員の有効期間が切れてしまいました。町から入居者の認定調査の委託を受けた場合、調査を行うことはできますか？ (どちらか選択)
 - ① 介護支援専門員と認定調査員は資格が別なので、調査はできる。
 - ② 町から委託を受けるのは「介護支援専門員」であることが要件なので、調査もできない。
- 11 A さんは以下のように行動すると、証の有効期限切れを防げました。
空欄を埋め、【 】内を選択して A さんの行動リストを完成させて下さい。
 - ① 研修主催者である「北海道総合研究調査会 (HIT)」に更新研修 (実務経験者) を申し込む。
(または有効期間内に専門研修 I・II を受けておく)
 - ② 有効期間内に研修を受講し、修了証明書もらう。
 - ③ 有効期間内に介護支援専門員証更新申請書 (9号様式) ・更新研修修了証明書の写し・現在持っている証の原本・収入証紙・写真 (3cm×2.4cm) をそろえ、【居住地】・勤務地を管轄する【役場・総合振興局 (振興局)】に申請する。

このガイドブックは以下のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索



更新忘れにご注意!!

北海道保健福祉部のマスコット「うっさん」

介護支援専門員の登録及び各種手続きガイドブック(Ver.6.2.1)

作成年月：令和元年5月

作成者： 北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ

住所： 北海道札幌市中央区北3条西6丁目道庁本庁舎6階

電話：011-204-5272 FAX：011-232-8308

* 転載・引用をする場合は、上記まで一報ください。